

## L G B Tなどの性的少数者にかかる取組みについて

### 平成 30 年度の取組状況

#### 1 L G B Tなどの性的少数者（以下「L G B T」という）に対する理解促進

##### （ 1 ）職員の理解促進

###### 職員研修の実施

- ・管理者層（課長級以上）所属内研修

研修にあわせ、職員の認知度等について調査を実施

#### 《平成 30 年度 管理者層人権問題研修でのアンケート結果》

【認知度】 あなたは「L G B T」「性的指向」「性自認」という言葉を知っていますか

- ・「全部知っている」 71.5%（H29：66.2%）目標 40%以上
- ・「知らない」 0.3%（H29：0.4%）目標 10%以下

【理解度】 あなたは「L G B T」などの性的マイノリティについて、正しく理解し、適切に対応することができますか

- ・「できる」「ほぼできる」 88.2%（H29：86.8%）目標 80%以上
- ・「できる」 20.2%（H29：21.6%）目標 20%以上

##### （ 2 ）市民・企業に対する啓発

- ・「大阪市 L G B T 支援サイト」を引き続き活用し、情報を更新
- ・人権啓発推進員に対する研修や情報提供
- ・企業へ L G B T に関する研修を実施
- ・区民まつり、「成人の日のつどい」など区の行事において、リーフレット「性の多様性について考えてみましょう」（平成 30 年 3 月発行）を区民に配布・周知

#### 2 L G B T に配慮した取組み

##### （ 1 ）L G B T 当事者に配慮した課題への対応

###### 大阪市パートナーシップの宣誓証明制度の開始

- ・平成 30 年 7 月 9 日より制度開始、同日宣誓書受領証の交付式を開催
- ・平成 31 年 1 月 31 日現在、「宣誓書受領証」を交付した件数は 79 件

平成 30 年 10 月に、事業者向け「多様な性のあり方を理解し認め合うためのガイドブック」を作成

###### 市営住宅にかかる入居資格、同居承認資格の対象

- ・平成 30 年 11 月 1 日より大阪市パートナーシップ宣誓書受領証を受けられた方々も対象

## 大阪市LGBTリーディングカンパニー認証制度の開始

- ・平成31年1月10日よりLGBT支援の取組を先進的・先導的に推進する事業者等を認証
- ・平成31年3月に認証企業を公表予定

## パートナーのいるLGBTの本市職員にかかる休暇制度の取得

- ・平成31年4月1日より、結婚休暇や介護休暇などの休暇の取得を可能

## (2) 相談対応

- ・人権啓発・相談センターにおいて、専門相談員による相談対応を実施し、LGBTの強化相談日として毎月第2、4金曜日に実施
- ・各区の人権相談窓口における相談対応

## 課題と対応について

### 1 LGBTに対する理解促進

- ・職員のLGBTの認知度・理解度の向上のため、平成29年3月に作成した「LGBTなどの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引き」を今年度中に改訂し、活用を促す
- ・平成30年10月に実施した市政モニター調査の結果、性の多様性等にかかる理解度は前年より低くなっているため、今後もより多くの市民の理解を深める取組みを推進する  
(平成30年度市政モニター調査報告書「人権行政について」P.18~P.23 参照)
- ・民間企業に対し、「ガイドブック」や「LGBTリーディングカンパニー認証制度」の周知・啓発を進め、取組みの促進を働きかける

### 2 LGBTに配慮した取組み

- ・社会全体でLGBT支援の取組みが広がるよう、LGBTが直面する課題等の解消に向けた取組みを先進的・先導的に推進する事業者等を表彰する制度などについて検討する
- ・人権啓発・相談センターにおいて、引き続きLGBTに関しての強化相談日を実施する
- ・学校における取組みについても、引き続き児童、生徒への教育や教員への研修を広げていく